

納税者サービス充実に創意工夫

豊島税務署 和氣光署長に聞く



<プロフィール>

和氣 光（わけ ひかる）
東京国税局消費税課長、町田税務署長、酒類総合研究所総務課長（広島）を経て現職に就任。また、消費税導入時から現在の消費税法基本通達の制定まで専担し、*ミスター消費税。としても知られる。プライベートでは、少年野球チームのコーチ、家族で食事に出かけるなどマイホームパパの一面も。

e-Tax普及へ向け全力投球

「適正な申告を自発的に行う」ための環境整備に向けて、豊島税務署はいま、徹底した納税者サービスと租税教育への取組みに余念がない。民間企業の間では「顧客満足度」「コンプライアンス」といった言葉が経営理念に飛び交うなか、国の機関である税務署ではいったいどんな取組みがなされているのか。豊島税務署をとりまく環境と、同署がいま最も力を入れているe-Taxへの取組みについて、和氣光署長（写真）に話を聞いた。（本文敬称略）

Q. 豊島税務署の特徴を教えてください。

和氣 豊島区全域を管轄する税務署は、管内に池袋駅周辺の商業地域、学習院、立教大学などの文教地区、JR・私鉄各沿線の利便性の高い住宅地があり、また、副都心としての高度な機能を備えた池袋地区と、対照的に伝統文化・下町文化を色濃く残す巣鴨・駒込地区など、地域ごとに個性豊かな街を形成しています。

人口は26万3千人（14万4千世帯）で人口密度は日本一。法人数は約2万社。収収は全体で3800億円で、昨今の不況下にあっても前年とほぼ同数を保っています。

税務署の庁舎は池袋駅から徒歩5分という立地ながら、緑溢れる公園に面し、オープンで入りやすい雰囲気であることも特徴といえるでしょう。親しまれる税務署づくりにはもってこいの立地といえます。

Q. 親しまれる税務署づくりのために心がけていることはなんですか？

和氣 親しまれる税務署づくりはもちろん、円滑な税務行政の実現のためにも、納税者サービスは最重要課題であると考えています。納税者からすると、何かを「してもらった」のではなく、税金を「自ら納める」機関であるだけに、税務署に対する意識はどうしてもかたくなになりがちです。その

うした意識を少しでも和らげ、気持ちよく税金を納めていただくために、納税者サービスは「し過ぎる」ということはありません。充実した納税者サービスがひいては円滑な税務行政にもつながるため、職員が意見を出し合っていることから始めている姿勢を徹底しています。おかげさまで、税務署を訪れる納税者の方には好評をいただいています。

Q. 具体的にはどんな納税者サービスを提供しているのですか？

和氣 たとえば、今年の所得税の確定申告では、1階入口付近に高齢者や身体の不自由な方のための専用相談窓口「シル

バーコーナー」を設置し、入口に案内係の職員を配してスムーズにご案内できるようにしました。豊島税務署では、今年7月からすべての税務署でスタートする内部事務一元化への早期対応として、窓口で対応する事務機能をすべて1階に集中配置しております。これにより、例年は1階に設けて

Q. e-Taxとはどんなものですか？

和氣 e-Taxは、所得税や法人税、消費税などの申告や納税、各種届出といった国税に関する手続きを、インターネットを利用して電子的に行えるシステムです。たとえば申告書を提出する場合、これまでの来署または送付による書面での提出方法に加え、電子データ形式でインターネットを通じて送信するという新しい提出方法を選択できるようになりました。

e-Taxを利用すると、わざわざ税務署や金融機関に出かける必要がなくなり時間と労力が節約できるほか、受付システムが稼働している時間であれば税務署の執務時間以外でも申告書などの提出や納税ができ、金融機関等の窓口に並ぶ必要もなくなるという時間的な制約がなくなるなどのメリットがあります。

利用に際しては、原則として、インターネット

いた確定申告の相談会場を今年から2階に移動したため、高齢者や体の不自由な方への対応として同コーナーを設置したわけですが、

また、申告に訪れた納税者が迷うことのないよう、税務署の入口に大きな看板を備え付け、提出のみの方、申告相談したい方などが、目的の窓口に迷わず行けるように工夫しました。これも職員のアイデアが生んだ納税者サービスのひとつです。

を利用できる環境を有するパソコンと、電子署名に用いる電子証明書を取得していることが必要ですが、税理士が納税者の申告データを作成、送信する場合は、その税理士の電子署名および電子証明書の添付のみで送信できます（納税証明書の交付請求は除く）。

Q. e-Taxについて分からないことがある場合はどうしたらよいでしょうか？

和氣 ぜひお気軽に税務署へお問合わせください。担当職員が分かりやすくお答えいたします。またe-Taxの仕組みや手続きについては、国税庁のe-Taxホームページでも分かりやすく解説していますのでこちらも参考になさってください。国税庁ホームページでは、ガイドに従って入力するだけで簡単にe-Taxで申告ができる「確定申告書等作成コーナー」を提供しています。まずは試して

このほか、税務署がいま一番力を入れているe-Tax（国税電子申告・納税システム）の普及に向け、相談会場にパソコンを設置して実際にその利便性を体験していただいたり、税務協力団体を通じた説明会も行いました。おかげさまで利用件数は着実に増加しています。豊島税務署における所得税の確定申告書提出枚数は6万件ですが、このうち約3割の1万6千件がe-Taxによるものです。

みてくださいます。一度経験すればいかに簡単でいかに便利かが分かるはずですので、

また、法人会や青色申告会などでもe-Taxに関する指導が受けられます。これら税務協力団体では、e-Taxだけでなく事業に役立つさまざまな情報が手に入り、各種サポートも受けられるので、こうした団体の施策を上手に活用して、（2面へつづく）

豊島区 2009年5月1日現在			
の人口と世帯			
人口総数	住民基本台帳による人口	外国人登録人口	世帯数 (住民基本台帳)
263,011 (+1,107)	244,703 (+429)	18,308 (+678)	144,014 (+485)
男 132,403			
女 130,608			

e-Tax 推進宣言の会
社団法人 豊島法人会

〒171-0014 東京都豊島区池袋2丁目55番2号 鈴木ビル
TEL：03-3985-8940 FAX：03-3985-5718
URL：http://www.toshimahoujinkai.com/
E-mail toshima-h@sage.ocn.ne.jp



社団法人 豊島青色申告会

〒171-0021 東京都豊島区西池袋3丁目13番15号
TEL：03-3987-2938（代表） FAX：03-3971-4386
URL：http://www.nk.rim.or.jp/~to-aoiro/

次世代への事業承継

後継者育成は大丈夫!?

中小企業の事業承継問題がクローズアップされるなか、国としても経営承継円滑化法などでバックアップを図っている。仮に、後継者が不在の場合、何かしらの対応が急務といえるが、M&Aなども視野に入れた対策を考える必要がある。一方、後継者が決まっている場合でも、スムーズな事業承継が約束されたわけではない。経営環境が著しく変化する現代社会において、中小企業が成長・発展していくためには、その変化を読み取る力や柔軟に対応する能力が求められてくる。すなわち、後継者に経営者としての資質が備わっていないければ、「事業承継」という大きな壁は乗り越えられないわけだ。

後継者が優秀な大学を卒業していても、ビジネスの経験やスキルが備わっていないとは限らず、一筋縄にいかないことも多いだろう。また、後継者には経営資源が整っているという恵まれた面がある一方、創業とは違った難しさもある。たとえば、自分の能力とは無関係に、できあがっているものを引き継ぐことや、経験豊かなベテラン社員との関係などだ。こうした問題を乗り越えていくためには、後継者を育成し、事業をスムーズに承継させる必要があるが、それには10年の準備が必要といわれている。ビジネスの仕組みを知り、経営の経験を積み、自社の掌握し、内外との信頼関係を構築する。後継者がこれらをクリアして、トップとしてのマインド

国による長期研修が人気

多くの経営者が「事業承継」に頭を悩ませている。後継者が決まっていれば一安心だが、重要なのは、2代目や3代目に会社をかし取りする能力があるかどうか。――。実際、「この息子が自分の後を継いだらどうなるのか」と不安を抱えている経営者も少なくないはずだ。こうしたなか、国による後継者研修が人気を集めている。

(1面のつづき)
事業発展に役立てています。

租税教育で
未来の優良納税者育成も

Q 税務協力団体は力強いサポーターですね。
和氣 はい。豊島税務署管内には、税理士会のほかにも、豊島法人

会や豊島青色申告会などの関係民間団体があります。いずれの団体も無料税務相談や決算説明会、租税教育などさまざまな施策を講じており、税務行政に多大な協力をしています。また、地方団体との協力体制もなくてはならないものです。豊島税務署、豊島都税事務所、豊島区役所の各執行当局で構成する地区税務協議会では、e-Taxなど租税に関するPRをはじめさまざまな協力体制を組んで

おり、互いに協力しながら行政を展開する意義と必要性をひしひしと感じています。Q 協力団体との連携が強みを発揮するのはたとえばどんなケースですか？
和氣 秋には「税を考える週間」が到来しますが、ここでも地方税当局や税務協力団体との連携が大きな効果を

もたらすでしょう。税の意義を正しく理解していただくためには、納税者サービスの充実はもちろん、租税教育も重要な取り組みであると考えています。豊島税務署では、独自に、ときには各団体の協力を得るなどして、管内の小中学生を対象とした租税教育を展開しており、租税教

育推進協議会の協力を得て学校の授業に租税教育を組み込んでいたなど、あらゆる機会を捉えて租税教育に積極的に取り組んでおります。租税教育は未来の善良な納税者を育てるための重要な施策であり、納税意識の高揚に欠かせない活動のひとつと考えています。

願の上場を果たした者もいる。卒業生の意識変化をみると、「自社について父親と深く話し合うことができるようになった」「自社を客観的にみる眼と、ビジョンを具体化して経営に生かす方法が習得できた」といった声が目立つ。なかでも、「カリキュラムにある『財務管理』などを学習することで、自社の経営状況を「数字」で捉える能力が身に付く。そのため、卒業後の父子の会話において、後継者の変化に驚かれる経営者も多い(中小企業大学校東京校・企業研修課)。また、同期との交流はもちろん、卒業後にはOB合同研修も開かれるため、人脈の広がりも受講生の大きな財産となっていることは間違いない。

次回で第30期を迎える経営後継者研修。研修期間は10カ月の長期コースだが、国による中小企業支援のため、研修1日当たりの費用は安価になっている。研修場所は中小企業大学校東京校(東京都東大和市)にあり、校舎内には寮も用意されており、地方から参加する後継者も多い。

中小企業が永続的に発展するためには、創業社長・オーナー社長の手腕はもろろんのことだが、そこからバトンを引き継ぐ後継者の能力も大きく影響する。

後継者本人にやる気があれば、国による後継者研修などを活用してみたいかがだろうか。

経営者のマインドを養成

企業大学校東京校が開催しているもので、昭和55年のスタート以来、すでに600人を超える後継者らを輩出している。同研修では、自社の理念や信頼関係、強みなど

するほか、個別指導で受講生をバックアップしていくため、経営者としての能力やスキルを着実に身に付けられるのが特長だ。

具体的なかリキュラム

だが、コンセプトアルスキル(経営全体をみなから各機能や関連を見抜く能力)、ヒューマンスキル(人に働きかけ、組織をまとめていく能力)の養成として「経営者マインド開発」「能力開発」「ゼミナール」の部門を用意。テクニカルスキル(経営オペレーションのための知識・技法)では、「経営基礎」「経営戦略」「マーケティング」「財務管理」「人的資源管理」「情報化・国際化」「経営法務」を習得する。

研修でスキルを身に付けて上場を果たした後継者も

第30期

中小企業大学校 東京校の

経営後継者研修

受講生募集

経営後継者研修
第30期受講生

人が育つ、
職場が変わる、
企業が伸びる!



「事業承継」も
これで安心。

経営後継者研修—5つの特徴

- 経営後継者としての視点と発想
- 強い組織を作るビジネスのプロフェッショナルとしてのスキル
- 専門的な知識・技法と経営のバランス感覚
- ゼミナール形式の個別指導によるきめ細やかなサポート
- 業種・業界を超えた生涯にわたっての学びあう人脈の形成

●お問合わせ・資料請求・申し込み先

中小企業大学校東京校 企業研修課
〒207-8515 東京都東大和市桜が丘2-137-5

tel 042-565-1207 fax 042-590-2685

http://www.smrj.go.jp/inst/tokyo/list/035783.html

研修期間	平成21年10月5日(月) ～平成22年7月23日(金) ※原則土日祝日・年末年始を除く 毎日研修が実施されます。
対象者	・中小企業の経営後継者候補または経営幹部候補の方 ・原則として22歳以上35歳以下の方 ・心身ともに健康な方
定員	20名
受講料	1,125,000円(税込み・教材費含む)
研修会場	中小企業大学校 東京校 〒207-8515 東京都東大和市桜が丘2-137-5 ※宿泊施設完備
申込締切日	第1回目 平成21年6月30日(火) 第2回目 平成21年8月31日(月)
申し込み方法	お申し込みは専用パンフレットに添付されている 受講申込書またはホームページからダウンロードして下さい



中小企業と地域振興をもっとサポート

中小企業基盤整備機構

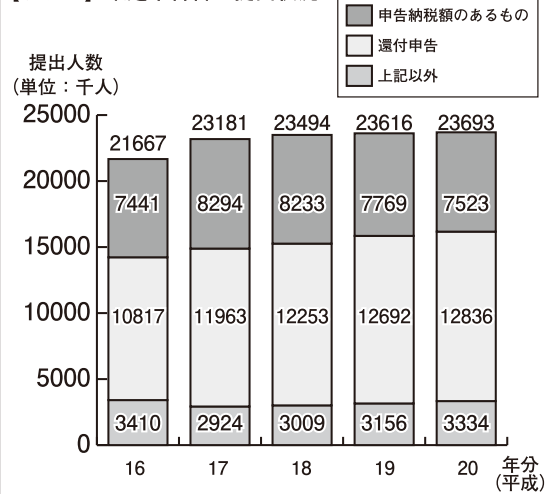
あなたをバックアップしてくれる、いい研修があります。

経営後継者

検索

Yahoo!で検索してください。

【グラフ】確定申告書の提出状況



平成20年分確定

申告は10年連続で増加

土地・株式譲渡そろって下落

国税庁は平成20年分の所得税の確定申告の状況をまとめた。それによると、確定申告書提出者は2369万3千人で、昨年より7万6千人増加し10年連続で過去最高を更新したことが分かった。納税額のある人は昨年より減少、所得金額も申告納税額も減少している。また、譲渡所得も土地・株式ともに申告人員、所得金額が減り、不況を反映したかたちとなった。

確定申告書を提出した人のうち、申告納税額のある人(納税人員)は752万3千人で、その所得金額は39兆5940億円、申告納税額は2兆6495億円だった(グラフ)。平成19年分と比較すると、納税人員は3.2%減、所得金額は8.5%減、申告納税額は11.6%減と、そろって減少している。

一方、還付申告した人は1283万6千人。昨年より14万4千人増えて(前年比1.1%増)4年連続で過去最高を更新した。これについて国税庁は「年金受給者が増えているためではないかと考えられる」としている。

確定申告書の提出状況は、申告納税額のある人(納税人員)は752万3千人で、その所得金額は39兆5940億円、申告納税額は2兆6495億円だった(グラフ)。平成19年分と比較すると、納税人員は3.2%減、所得金額は8.5%減、申告納税額は11.6%減と、そろって減少している。

また、譲渡所得の申告状況についてみると、土地等の譲渡所得(総合譲渡含む)の申告人員は45万9千

個人事業者

消費税の申告3年連続減

還付は横ばい維持

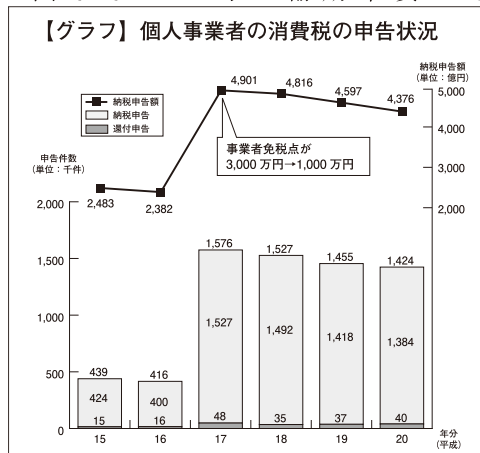
国税庁は平成20年分の個人事業者の消費税確定申告状況をまとめた(グラフ)。

個人事業者の消費税の申告件数は142万4千件(対前年比2.1%減)、納税申告額は4376億円(同4.8%減)で、3年連続でいずれも減少となった。

続く減少について国税庁は、「景気の落ち込みや、高齢により廃業してしまう人が増えたためでは」としている。

一方、還付申告の件数は4万7千件で前年分より3千件増加した。しかしこれまでも見比べると、申告件数に対する還付申告件数の割合は2.3%のままで、毎年ほぼ横ば

いで推移している。これは、消費税の還付申告が一定期に出る輸出免税のほかに、一時的な原因によるもので、そう大きな変化はしない性格(国税庁)のため。



【グラフ】個人事業者の消費税の申告状況

事業者免税点が3,000万円→1,000万円

輸出免税とは、販売が輸出取引に当たる場合には、消費税が免除されるというものだ。還付申告ができるのは、預かった消費税より納めた消費税のほうが多かったとき。輸出免税の

輸出免税とは、販売が輸出取引に当たる場合には、消費税が免除されるというものだ。還付申告ができるのは、預かった消費税より納めた消費税のほうが多かったとき。輸出免税の

ほかに、①事業開始直後で売上げより経費のほうがかかってしまった②高額な設備投資をした③不動産を購入した④など、簡易課税を選択している場合が挙げられる。ただし、簡易課税を選択している場合が挙げられる。ただし、簡易課税を選択している場合が挙げられる。ただし、簡易課税を選択している場合が挙げられる。

納税に際してはプロのアドバイスを!! 税理士は経営者のよき相談役です

豊島区限定！簡単パソコン会計セミナー 最新のパソコンと会計ソフトを使用したセミナーです

- 日 時：6月16日(火)・17日(水)・18日(木) 18:00～21:00
- 会 場：AIF 合同会計事務所セミナー室
- 受講料：30,000円(テキスト代含む) ⇒無料
- 定 員：15名 先着順 1人1台のパソコン使用
- 受講資格：ワード・エクセル初心者程度のパソコン操作のできる方
- お問合せ：TEL 03-3980-2326 (担当 高橋)

イー・アイ・エフ合同会計事務所
代表税理士 今西崇男

〒171-0021 東京都豊島区西池袋1-5-3 エグゼビル2F
TEL：03-3980-2326 FAX：03-3980-2996
URL：http://www.profit21.co.jp/aif/
E-mail aifinfo@profit21.co.jp

石原税務会計事務所

税理士 石原 佑浩 税理士 石原 延貢
税理士 石原 佳奈 税理士 石原 祥子

〒170-0003 東京都豊島区駒込1丁目12番12号
TEL：03-3946-0331 FAX：03-3946-0103



TKCコンピュータ会計
税理士 社会保険労務士 行政書士
後藤次仁 事務所

所長 後藤 次仁

〒171-0022 東京都豊島区南池袋2丁目17番11号
TEL：03-3982-8482 (代表) FAX：03-3988-8062
URL：http://www.tkcncf.com/t-gotou
E-mail t-gotou@tkcncf.or.jp



だから
融資相談も断トツに強い！

元銀税理士

検索

池袋駅4分 36才

クレア池袋会計

Features 特集

ゝなると、エコポイントの税務上での取扱いが気になるが、これについては「制度自体が決まっていないのでなんともいえないが、ポイントとして付与された時点では、あくまで数字データにすぎない。家電量販店などのポイントやマイレージと同様の取扱いと考えていい」（当局）としている。一般的なポイントと同様に扱うのであれば、ポイントが付与された時点ではなんの処理も発生しない。ポイント使用時において雑収入となり、それと交換するかたちで商品を受け取るという処理をするケースが多い。食事券をもらい接待に使用すれば交際費、業務に使用する減価償却資産を購入すれば資産計上する必要がある。また、法人名義でたまったポイントを社長が私的に利用すれば給与となるが、税理士からは「現実的に調査でそこまで調べるのか分からない」との指摘もある。

今回の追加経済対策に盛り込まれたのは、エコポイント制度だけではない。環境対応車への買換えに対する補助金も目玉のひとつ。

車齢13年超の自動車を廃車にし、新たに22年燃費基準達成車を購入すると普通車で25万円、軽自動車でも12.5万円の補助金が受けられる。また、車齢13年以下でも、同17年排出ガス基準75%低減レベル以上で、同22年基準+15%以上達成車を購入する場合、普通車、軽自動車ですれぞれ10万円、5万円の補助金を受けられる。

今回の補助金制度では、トラックやバスの買換えにも補助金が出る。小型（3.5トンクラス）で40万円、中型（8トンクラス）で80万円、大型（12.5トンクラス）で180万円の補助金を受けられるが、トラック・バスの場合、普通自動車に比べて条

見逃せない助成金と税優遇

件が厳しい。具体的には、車齢13年超のトラックやバスを廃車にし、2015年燃費基準達成かつNOx（窒素酸化物）またはPM（粒子状物質）が現行基準より10%以上低減されていることが条件。車齢13年以下でも、前記の条件をクリアしていれば小型で20万円、中型で40万円、大型で90万円の補助金が受けられる。

補助金の申請については、同21年度補正予算の成立を待たなければならぬが、早ければ6月中にもスタートする予定。この制度は、同22年3月までの時限措置で、同21年4月10日までさかのぼって適用される。同制度による補助金は、従来の補助金に対する取扱いと同様で、非課税となる。

補助金だけでも十分にオイシイのだが、4月1日にスタートしたエコカー減税（環境対応車普及促進税制）と併用することで、ダブルでおトクになる（表2）。

エコカー減税とは、①同17年排出ガス基準75%低減レベル、同22年度燃費基準+15%の両方を達成した車②同17年排出ガス基準75%低減レベル、同22年度燃費基準+25%の両方を達成した車――を購入した場合、①については自動車取得

税、自動車重量税が50%、②については75%減税される。また、ハイブリッドカーを購入した場合は、取得税、重量税ともに免除される。

たとえば、価格200万円、重量1.5トン、排気量1600ccの自家用車を

購入した場合、購入時にかかる基本税額は自動車取得税が10万円、自動車重量税が5万6700円。ところが、同税制の対応車を購入すると、取得税が2万5千円、重量税が1万4100円となり、新車購入時だけでも、11万6700円もの減税となる。

ただし、減税対象となるのは、取得税が同21年4月1日～同24年3月31日の間に新車登録された車、重量税が同21年4月1日～同24年4月30日に新車登録された車である。

補助金、エコカー減税に加えて、一定基準以上の環境性能を持つ自動車を購入した場合、自動車税が最大で50%減税となる「自動車税のグリーン化税制」も併せて適用可能だ。

【表2】平成21年4月の売上げ上位5車種の補助金、自動車関連税額（購入時）

順位	車種	補助金額	自動車取得税		自動車重量税	
			基本税額		基本税額	
1	インサイト	25万円	81000円		56700円	
			減税適用後	0円	減税適用後	0円
2	フィット	25万円	54000円		56700円	
			減税適用後	13500円	減税適用後	14100円
3	ヴィッツ	25万円	45900円		37800円	
			減税適用後	22900円	減税適用後	18900円
4	カローラ （カローラ フィールダー）	25万円	76400円		56700円	
			減税適用後	38200円	減税適用後	28400円
5	ウィッシュ	25万円	78800円		56700円	
			減税適用後	39400円	減税適用後	28400円

※補助金額、税額は最も低価格な減税対象モデルをオプションなしで購入した場合
※補助金額は13年超の車を廃車にした場合の金額

税理士は経営者のよき相談役です



TKC コンピュータ会計
富田会計事務所

電子申告
実践事務所

- ・親身の相談相手になります
- ・経営上のご相談やアドバイスに重点をおいています

税理士 富田 健司

〒171-0014 東京都豊島区池袋2丁目77番2号小林ビル1階
TEL：03-3980-2857 FAX：03-3980-2892
URL：http://www.tomitakaikai.net/
E-mail tomi@tkcnf.or.jp

土田会計事務所

経営計画と資金繰り対策

税理士 土田 義二

〒170-0014 東京都豊島区池袋2丁目13番2号金子園ビル4階
TEL：03-3981-0328（代表） FAX：03-3981-2567
URL：http://www.tsuchida-kaikei.com
E-mail tsuchida@asahi-net.email.ne.jp

税理士 本田 昌三

税理士 松崎 義美

税理士 田端 利夫

〒170-0013 東京都豊島区東池袋1丁目17番5号
TEL：03-3987-7255



TKC コンピュータ会計

TKC 全国会 創業・経営革新アドバイザー

中根税務会計事務所

有限会社 ティー・エヌ・コンサルティング

TKC 全国会
e-TAX
電子申告推進事務所

税理士 中根 武
代表取締役

〒170-0003 東京都豊島区駒込1丁目12番16号
レジデンス六義園1階
TEL：03-3945-8594 FAX：03-3945-8541
URL：http://www.nakanekaikei.com
E-mail tnc@tkcnf.or.jp

Features

特集

エコカー、エコポイント

オイシイ買換えで環境貢献

エコカー、エコバッグ、エコポイント……。いま「エコ」が世間の注目を一身に集めているが、これだけの注目を集めているのはワケがある。政府が進める追加経済対策のなかに、オイシイ「エコ推進」制度が散りばめられているからだ。特典が満載というのであれば、活用しないと損というもの。この機会に、企業でできるオイシイ「エコ」を整理しておこう。

▲至るところで星マークを見かける



ポイント交換時に注意

追加経済対策のなかでもとくに注目度の高い「エコポイント制度」。エネルギー効率の低い旧型家電から、省エネ性能の高い家電へ買い換えると「エコポイント」が付与され、そのポイントをさまざまな商品に交換できる。平成21年度補正予算の成立を待たず、5月15日から前倒

しでスタートしている。

同制度の対象となる家電製品は、同21年5月15日から同22年3月31日までの間に購入した省エネ対象ラベル4つ星相当以上のテレビ、冷蔵庫、エアコン(表1)。

ただし、対象家電を購入しただけではエコポイントは付与されない。

【表1】付与されるポイント数

地デジ対応テレビ	
テレビサイズ	ポイント
46V以上	36000
42V、40V	23000
37V	17000
32V、26V	12000
26V未満	7000

冷蔵庫	
容積	ポイント
501リットル以上	10000
401-500リットル	9000
251-400リットル	6000
250リットル以下	3000

ポイントを付与してもらうには、近く決定される事務局(決定は6月中を予定)へ申請を行う必要がある。気になる申請方法だが、環境省は「事務局が決まっていないため、申請方法も決まっていないが、インターネット、携帯電話、郵送などの方法を想定して事務局の選定を進めている」としている。申請には①購入日、購入店舗の記載された保証書②購入日、購入店、購入製品、購入者の記載された領収書——が必要。また、家電リサイクル法に基づいた適正な

リサイクルを行った場合は追加のポイントが付与されるが、その申請には、家電リサイクル券の排出者控えが必要となる。

ポイント付与の申請受付は今年7月～同22年3月31日までを予定している。

ポイントを付与されたら、次はいよいよ商品との交換。交換できる商品は、環境配慮に優れた商品、全国で使用できる商品券・プリペイドカード、地域振興になるもの(特産物など)となる予定で、1ポイントはおおよそ1円程度に相当すると考えていい。商品引換の申込み方法だが、カタログを見て電話や郵送で申し込む方法、ホームページから申込みを行う方法が検討されている。引換期間は今年8月から同24年3月31日までとなる予定。

ところで、同制度では、法人に対してもポイントが付与される。と

納税に際してはプロのアドバイスを!!

税理士法人 三村会計事務所
代表社員税理士 三村 和久

〒170-0003 東京都豊島区駒込1丁目14番7号
パークサイド木下201号
TEL: 03-3947-6651 FAX: 03-3947-6672
E-mail mimura@pro-tax.jp

道下敏光税理士事務所

税理士 道下 敏光

M&A アドバイザー・ジェネラル CFO
ファイナンシャルプランナー

〒170-0013 東京都豊島区東池袋1丁目44番10号
タイガースビル1007号
TEL: 03-6907-7050 FAX: 03-6907-7051
URL: <http://www.kaikai-home.com/michi-zko/>
E-mail smile4.t-michi@citrus.ocn.ne.jp

山田勇治税理士事務所

税理士 山田 勇治

〒170-0002 東京都豊島区巣鴨2丁目5番9号
藤田マンション502
TEL: 03-3940-5321 FAX: 03-3949-5845
E-mail adamay@guitar.ocn.ne.jp

有限責任
事業組合
有限
会社

首都圏ビジネス支援センター

向山会計社

代表パートナー
税理士・行政書士
租税訴訟補佐人
認定事業再生士

むこうやま
向山

ひろよし
裕純

〒171-0014 東京都豊島区池袋4丁目2番11号OAビル6階
会計社 TEL: 03-3986-2724(代) FAX: 03-3971-7950
首都圏ビジネス支援センター TEL: 03-5950-3333・5950-5555
URL: <http://mukouyama.co.jp>
E-mail mukouyama@tkcnf.or.jp

TAX・経営プチ解説

社員が自転車通勤
手当支給したら

自宅から会社の距離がそれほど離れていなければ、メタボ対策を兼ねて自転車通勤を選択する人も多い。そこで気になるのが、こうした自転車通勤の社員に通勤手当を支払った場合の取扱いだ。

電車やバスを利用している社員への通勤手当には、「通勤定期券などの金額が10万円未満まで」という明確な非課税枠が存在する。ところが、自転車通勤の場合は、「通勤定期代」といった明確な支出金額が存在しない。そのため、自転車通勤の社員に通勤手当を支払うと、その通勤手当は全額給与課税されると考えがちだが、これは間違い。

自転車通勤の社員に支給する通勤手当は、一定



▲自転車通勤は健康にもひと役

の限度額内であれば非課税だが、その限度額は、片道の通勤距離に合わせて設定されている。たとえば、片道の通勤距離が2キロメートル以上10キロメートル未満であれば、通勤手当の非課税限度額は4100円となる。

なお、1カ月の非課税限度額以上の金額を通勤手当として支給した場合、限度額を超えた部分の金額については給与として課税される。

中途採用すぐ退職
源泉徴収票は？

5月病は新社会人や大学の新入生が新しい環境になじめず、連休明けに憂うつな気分になることを指すが、それは中途採用社員も同じこと。入社したばかりでも、会社が合わなければ短期で辞めてしまうことがある。

ところで、こうした年の途中で入社・退職した社員について、「給与所得の源泉徴収票」は税務署へ提出するのだろうか、気になるところだ。

退職した社員が一般の従業員で、「給与所得者の扶養控除等申告書」を提出し年末調整をしなかった場合、給与の支払金額が250万円以下なら、源泉徴収票を提出する必要はない。

この250万円を超えるかどうかは、退職社員の転職前の会社の給与は含めずに判定する。これは、正確にいうと「給与所得者の扶養控除等申告書」を提出した者に対してその提出の際に経由した

ちなみに、宗教法人が行う物品販売については、お守り、お札、おみくじなどのように、その売価と仕入原価の差額が通常の物品販売業における売買利潤ではなく「喜捨金」として認められる場合のみ、物品販売業に該当しない。一方で、プリペイドカードや絵はがき、線香、ろうそくなど、宗教法人以外の方が物品販売業として販売できる性質を持つものは、一般の販売業者とおおむね同様の価格で参拝客に販売した場合、物品販売業に該当し、収益事業と見なされる。

延滞税計算も可能
便利な国税庁HP

国税庁ホームページ（HP）は、昨年、民間企業が実施した「官公庁独立行政法人ウェブサイト全ページオリティ調査」で、最高評価の「到達レベルA」を獲得。使い勝手の良さが高く評価された。とくに、数値を入力すれば自動で税額の計算から申告書作成までやってくれる「確定申告書等作成コーナー」は人気だ。

自動計算が用意されているのは、同コーナーだけではない。国税庁HPでは延滞税の自動計算も可能だ（<http://www.nta.go.jp/tetsuzuki/nofu-shomei/entaizei/entai.html>）。

延滞税は、税金が期限までに納付されない場合に、法定納期限翌日から納付日までの日数に応じて自動的に課される利息的な税。同HPでは、平

給与等の支払者が支払うものの支払金額」が250万円を超えるかどうかで判定するためだ。

ただし税務署への提出が不要でも、源泉徴収票は受給者本人に交付する必要がある。

使途不明の交際費
損金算入できない

二次補正予算をめぐる国会論戦で「ばらまき」を批判する文脈で使われ、ちょっとした流行語になっているのが「Wise Spending（賢い支出）」。

経営者にも耳の痛い人は多いだろう。会社でばらまきのな冗費になりがちなのが交際費だ。交際費は損金算入が制限されており、税務上も問題となる。なかでも最も「賢く」ないのが、交際費処理しているが使い道が分からない「使途不明金」。これは全額損金不算入だ。また、「支出先の住所、氏名およびその支出の事由を帳簿書類に記載していない支出」で相当の理由のないものは、「使途秘匿金」と認定されることもある。使途秘匿金がある場合、その価額の40%の法人税が追加課税され、地方税分も追加して払わなければならない。赤字企業でも課税される厳しい措置だ。交際費、接待費の実務では、幹部役員にまとまったお金を渡し、後の精算を行わない「渡し切り交際費」の例もみられる。このような費用は役員給与となるので、定期同額など一定の条件を満たさなければ損金算入はできない。

成18～20年分の期限内申告、期限後申告、修正申告に対応。納付年月日や申告納税額を入力して「計算」を押せば、延滞税の金額が表示される仕組みだ。

「こんなもので！」と感心するが、あまりお世話にならないようにしたい機能である。

稼働休止中の機械
減価償却できない？

世界同時不況が製造業を直撃し、生産ラインの休止を余儀なくされている工場は多い。機械や装置が休止している間、気になるのは減価償却の問題。法人税法上、「事業の用に供していない資産」は、減価償却資産には該当しないとされている。このため稼働を休止させている機械や装置は、原則として減価償却が認められなくなってしまう。

しかし、注油や試運転をするなど必要な維持管理が行われており、いつでも稼働できる状態にあるものについては減価償却資産として取り扱うことができる。ただし、これは休止が一時的であることが条件なので、休止後廃棄する予定でいる場合などは適用できないので注意が必要だ。

稼働休止資産に似て非なるものに、非常用の発電装置や消化設備などがある。これらは設置した事実をもって「事業の用に供した」といえるため、実際に稼働させなくても減価償却資産に該当する。

宗教法人でも課税
もうけの境目は？

6月といえばジュンブライドの季節。この季節の結婚式にあこがれる人は多い。ところで、結婚式の多くはチャペル、神社など宗教法人が絡むケースが多いが、こうした結婚式による収入への課税関係はどうなっているのだろうか。

宗教法人が行う神前結婚、仏前結婚については、本来の宗教活動の一部と認められるものは収益事業に該当しないが、挙式後の披露宴での飲食物の提供、挙式のための衣装の貸付け、記念写真の撮影、これらの用に供するための不動産貸付けおよび席貸しの事業などを宗教法人が行った場合、それらは収益事業に該当し、課税対象になる。



▲ジュンブライドにあこがれる女性が多い

東京中小企業家同友会北部協議会 主催

“small changes the world” 中小企業が社会を変える

アジア生まれのソーシャルビジネスと個性がキラリと光る元気な中小企業の話

日時：6月17日（水）18：30～21：00

会場：立教大学 池袋キャンパス【入場無料】

テーマ：1. 貧しい人々が小額融資で自立し、雇用を生み出す側へ
～バングラデシュ グラミン銀行の実践例～
ナシル・ウッドディン・ジョマダル氏
（立教大学大学院21世紀社会デザイン研究科特任教授、学術博士）
2. ものづくりの伝統が息づく墨田で生まれ変わる伝統工芸
片岡恭一氏（榊岡屏風店代表取締役）
3. 「豆腐に魅せられた男」の追求
～うそをつかない商いと日本の食糧自給～
小林秀雄氏（南小林久間吉商店代表取締役）

お問合せ：東京中小企業家同友会事務局（担当：黒津） TEL 03-5953-5671

東京中小企業家同友会・豊島支部では毎月「例会」「ふくろう経営塾」「昼食会」などを開催するほか、「ゴルフ会」「富士山登山」などを企画し、130名の会員が経営の勉強や人的交流を活動に行っています。6月17日にはかねてより交流のある立教大学で、グローバルな視野から地域を考える上記の企画を開催いたします。ゲストの参加も大歓迎です。ぜひご参加ください。

都税の電子申告・電子納税(eLTAX)
をご利用ください

平成21年4月から電子納税もできるようになりました！

都税でご利用 できるサービス	事業所税 (23区内)	法人事業税 地方法人特別税 法人都民税	固定資産税 (償却資産)
電子申告	○	○	○
電子申請・届出	○	○	／
NEW! 電子納税	○	○	×

詳しくは eLTAXのHP <http://www.eltax.jp/>
サポートデスク 0570-081459（平日8：30～20：00）
（IP電話やPHSからは03-5339-6701）

税務カレンダー

月 別	国 税	都 税	特別区税
6月	●国家公務員採用Ⅲ種(税務)試験の受験者募集 申込受付期間……6月23日～6月30日	●自動車税の納付 (1)賦課期日……4月1日 (2)納期限……6月1日 ●23区内の固定資産税・都市計画税(第1期分) (1)賦課期日……当該年度の初日の属する年の 1月1日 (2)納期限……6月30日	●軽自動車税の納付 (1)賦課期日……4月1日 (2)納期限……6月1日 ●特別区民税・都民税(普通徴収分第1期分) (1)賦課期日……当該年度の初日の属する年の 1月1日 (2)納期限……6月30日
7月	●路線価図等の公開 公開日……7月1日 ●源泉所得税の納期の特例を受けている場合の 納期限 1月～6月分納期限……7月10日 ●所得税の予定納税 第1期分納期限……7月31日		
8月		●個人事業税の納付(第1期) 納期限……8月31日	●特別区民税・都民税(普通徴収分第2期分) 納期限……8月31日
9月	●中学生・高校生の税の作文応募期限 中学生……9月4日 高校生……9月7日	●23区内の固定資産税・都市計画税(第2期分) 納期限……9月30日	
10月	●リデュース・リユース・リサイクル推進月間		●公的年金の特別徴収制度開始
11月	●所得税の予定納税 第2期分納期限……11月30日 ●税を考える週間 11月11日～11月17日	●個人事業税の納付(第2期) 納期限……11月30日	●特別区民税・都民税(普通徴収分第3期分) 納期限……11月2日
12月	●年末調整	●23区内の固定資産税・都市計画税(第3期分) 納期限……12月28日	
1月	●源泉所得税の納期の特例を受けている場合の 納期限 7月～12月分納期限……1月12日	●都民税株式等譲渡所得割 申告期限……1月12日	
2月	●法定調書の提出期限 2月1日	●23区内の償却資産の申告、住宅用地の申告 申告期限……2月1日	●特別区民税・都民税(普通徴収分第4期分) 納期限……2月1日
3月	●贈与税の申告と納税 2月1日～3月15日 ●所得税の確定申告と納税 2月16日～3月15日 ●個人事業者の消費税および地方消費税の 確定申告と納税 1月4日～3月31日	●23区内の固定資産税・都市計画税(第4期分) 納期限……3月1日 ●個人事業税の申告 申告期限……3月15日 ※個人事業税の申告は、所得税または特別区民税 (住民税)の申告をした人は不要です ●事業所税(個人) 申告期限……3月15日 ●地方消費税(個人事業者) 申告期限……3月31日 ※地方消費税の申告は、消費税の申告と併せて行 います	●特別区民税・都民税の申告 申告期限……3月15日 ※申告をしなくてもよい方 ・税務署に所得税の確定申告をする方 ・住民税が給与から引かれている方 ・豊島区に住んでいる親族の方の確定申告書・ 給与支払報告書などで扶養親族となっている 方など
4月			
5月			
毎月	●所得税(源泉徴収分) ●酒税 ●国たばこ税・たばこ特別税 ●揮発油税・地方道路税	●都たばこ税、軽油引取税、宿泊税……翌月末まで ●都民税利子割、都民税配当割……翌月10日まで	●特別区たばこ税……翌月末まで ●特別区民税・都民税(特別徴収分)……翌月10日まで
随時 (一定の期日)	●法人税 ●登録免許税 ●自動車重量税 ●消費税(法人) ●地方法人特別税 ●相続税 ●印紙税	●地方消費税(法人) ※地方消費税の申告は、消費税の申告と併せて行 います ●法人事業税 ※法人事業税と地方法人特別税は併せて申告します ●法人都民税 ●自動車税(月割課税分) ●不動産取得税 ●自動車取得税 ●事業所税(法人)	●狭小住戸集合住宅税(ワンルームマンション税) ●退職所得に係わる特別区民税・都民税

(注) * 申告期限や納期限が土曜日または休日に当たるときは、休日の翌日がその期限となります。 * 特別土地保有税は、平成15年度以降、新たな課税を停止しています。

千葉商科大学大学院・NPO法人 首都圏事業再生支援センター提携

法務リスクマネジメント講座

2009年春学期
受講生募集！

企業法務・税務会計の実務講座―会社法・金融商品取引法、日本版SOX法、M&A・再生戦略などの実務対応

最新の金融商品取引法、税務会計、日本版SOX法、内部統制、コーポレート・ガバナンス、企業防衛策、IR、さらにはサブプライム金融危機と企業格付など、興味のある分野を中心に、企業実務の実際を講義します。各界の有数の実務家に来ていただいており、中小・中堅企業の方々に有効な内容となっております。講義内容を見ていただいても、これ以上の機会はありません。千葉商科大学大学院のリスクマネジメントに関する公開講座として、幅広い方々に積極的に参加していただき、交流の場として活用いただければ幸いです。

講座担当コーディネーター 藤川 信夫（千葉商科大学大学院 客員教授・日本大学法学部教授）

■ 募集概要 ■

会 場：向山会計社 OABビル6階セミナールーム 東京都豊島区池袋4-2-11 OABビル6階
日 時：2009年6月24日～7月29日（全6回・9講義） 毎週水曜日19：00～21：00
※7月15日～7月29日は18：00～22：00

受 講 対 象：社会人
募 集 人 数：30名（定員になり次第締め切りとします。）
受 講 料：1科目（全6回〔9講〕）52,500円
※お申込みは受講料の入金確認をもって有効といたします。

お支払方法：銀行振込
※お申込み受付後、受付番号をお知らせしますので、受付番号を振込名義人名の前に付けてお振込ください。入金確認ができ次第、受講票をお送りさせていただきます。

振込口座：三菱東京UFJ銀行 池袋東口支店 普通口座 1942510 NPO法人 首都圏事業再生支援センター

お申込み・お問合せ NPO法人 首都圏事業再生支援センター
TEL：03-5937-3786（代）／FAX：03-3985-8701 ／e-mail：info@saisei-npo.com

※講座内容に関するお問合せ
千葉商科大学 独立大学院オフィス TEL：047-372-4111 ／e-mail：grad@cuc.ac.jp

納税通信

豊島区エリア版
特別号外

平成21年6月10日発行

©エヌビー通信社

『納税通信』(豊島区エリア版 特別号外)は、「税務行政当局と納税者の相互理解を深めるための情報紙」として、豊島区内全域の『日本経済新聞』(宅配分)に不定期で折り込み配布している無料紙です。発行に際しては豊島税務署、豊島都税事務所、豊島区民部税務課に取材面でご協力いただきました。また、豊島法人会、豊島青色申告会をはじめとする税務協力団体や、地域の経営者を強力にサポートする税理士の先生方、さらには地元に着目した活動を展開する経済団体、金融機関、保険会社、大学などに、ご賛同およびご協賛をいただきました。紙上にて御礼申し上げます。【エヌビー通信社・編集局企画編集室】

<お知らせ>

本紙『納税通信』の通常号は
毎週月曜日発行です。

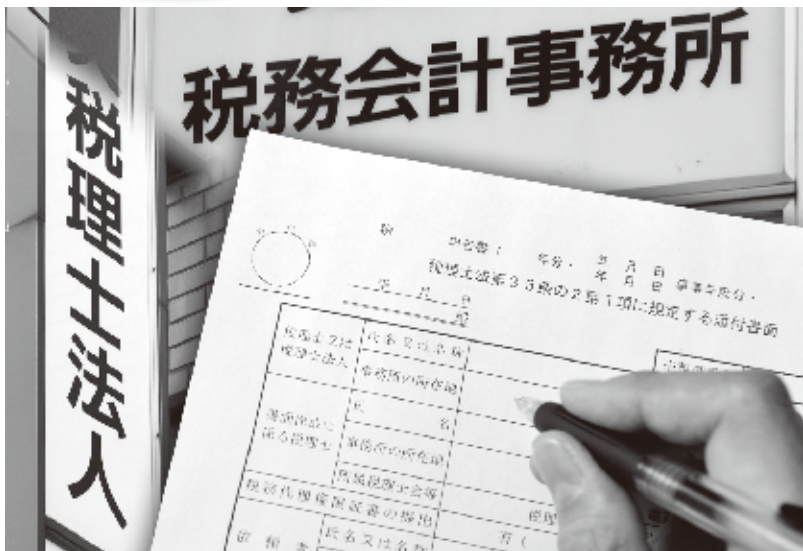
年間購読料(前納・送料共)36,700円

購読申込 www.nouzei.jp
03(3971)0114(販売部直通)

「書面添付」普及策

税務調査が
スルー!?

いよいよ始動



国税庁と日税連が一人三脚

税務調査に入られるのは、なんとなくいい感じがしない。そんな税務調査がスルーされる夢のような手がある。税界で俗にいわれる書面添付制度だ。ただ、同制度は、一般的にはあまり知られておらず、現在、同制度普及策が着々と進められている。納税者にとって朗報となるのか、気になるところだ。

税界で俗にいう「書面添付制度」は、税理士法33条の2に記載された税理士の権限で、同書面を添付した納税者の申告書に対しては、更正前の意見陳述に加え、帳簿書類の調査に入る前にも、税理士に意見を聴取する機会を与えるとされる。そして、意見聴取により疑義がなければ、帳簿書類の調査が行われないケースもある。納税者にとっては、厄介な税務調査を税理士が「壁」になって止めてくれる、夢のような制度なのだ。

書面を出す税理士にとっても、納税者であるお客に、自身の権限をみせる格好の武器になる。一方で、課税当局としても、税務調査時の業務効率化に期待がかかり、税務行政の敏速化が図れる。まさに「書面添付制度」は、税理士、納税者、行政の3者にメリットがある制度というわけだ。

しかし、同制度を活用する税理士は、ほんのひと握りにすぎない。財務省から「平成19年度 国税庁が達成すべき目標に対する実績の評価書」が公表され、そのなかに書面添付の実施率が明記されているが、申告書ベースで5.7%とかなり低い数字だ。

では、なぜ3者にメリットのある書面添付制度があまり活用されないのか。それは、その権限行使者である税理士が二の足を踏んでいることに起因する。権限であるため、行使にあつては責任も負う。税理士が書面添付を実施し、確認したはずの範囲に虚偽記載があれば、税理士法46条による懲戒処分の対象となるのだ。

社会的に考えれば、「権限」と「責任」は裏返しであり、当然のことといえど当然だが、顧問先企業とのウラの顔まで知っている税理士だけに、容易に実施することができないのだ。それゆえ、このペナルティーが書面添付の実施を踏みとどまらせる一因となっている。また、書面添付の結果、帳簿調査が行われなかったとしても、それを顧問先に知らせるべきでない。「口頭で説明しても、本当かどうか顧客は判断できない。顧客にアピールできなければ、リスクを背負ってまで活用する必要はない」(都内税理士)。こうした状況から、あまり使われていない同制度だが、ここに至ってその様相が一変してきた。

日本税理士会連合会(会長＝池田隼啓氏)と国税庁が5月15日、書面添付制度に関する指針を同時に公表。これにより、税理士の間でも書面添付を再評価する動きが出てきたのだ。また、国税当局もこれまで以上に書面添付制度を重視する構えをみせている。

「調査省略通知」などの証明書送付

た税理士に意見聴取が行われ、調査省略となった場合、税理士にその事実を文書で通知するもの。税理士サイドとしては、顧問先に書面添付の効果を直接的に伝えられるとして期待されている。つまり、税理士が「調査省略通知」を顧問先に見せることで、書面添付制度の有用性をアピールできると共に、会計事務所の信頼度を高めることもできるわけだ。

しかし、書面添付を実践すればなんでもかんでも調査省略通知が出されるわけではない。そこには、一定の基準を定める必要が出てくる。それが、日税連が公表した「添付書面作成基準」、さらに国税庁が公表した事務運営指針というわけだ。事務運営指針のなかには、「意見聴取結果の税理士等への連絡」という項目が盛り込まれ、「意見聴取を行った結果、調査の必要がないと認められた場合には、税理士等に対し『現時点では調査に移行しない』旨の連絡を、原則として意見聴取結果についてのお知らせにより行う」と明記されている。

現在、書面添付があった場合に意見聴取を行ったケースは「年間5千件程度」(国税庁)。5千件のうち約3割、1400件が税務調査に着手する前に当局の疑問が解消している。今後はこのなかで、一定の基準をクリアしたものに調査省略通知が届くことになる。日税連や国税庁が求める作成基準のレベルを踏まえれば、調査省略通知が届けられるケースはかなりの数になるだろう。

改善策にどれだけ効果があるのか、二の足を踏んでいる税理士の意識をどれだけ変えられるのか注目される。経営者のなかには、「税務調査対応のために税理士と顧問契約をしている」という人も少なくないだけに、同制度の普及に期待する経営者も多い。

T&D



企業がつづく

チカラになりたい。

企業のために、経営者とともに。

DJIDO 大同生命

池袋支社/東京都豊島区東池袋1-5-6
(池袋三和東洋ビル8F) TEL 03-3984-6351

皆様のお役にたつ

東京信用金庫

〒170-0013 豊島区東池袋1-12-5

<http://www.tokyo-shinkin.co.jp>

豊島区内の本支店

本店営業部 ☎03-3984-9111

要町支店 ☎03-3957-3161

椎名町支店 ☎03-3953-4611

東長崎支店 ☎03-3952-3151